

## テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表

### 1 制度等の概要

事故・事件が発生した場合の公表については、統一的な基準はない。

なお、「パブリシティの手引き」において考えや判断基準の設定をすべきことを規定している。

【参考】「パブリシティの手引き」（抜粋）

#### 第5 緊急時における報道対応

##### (2) 情報提供すべきかどうか迷ったら

県は、持っている情報を県民に提供する責任があるという認識で判断しましょう。

行政の都合ではなく、県民の立場で考えることが必要です。

情報提供すべきか迷っているうちに、ほかから情報を入手した報道機関が取材に入ったり、誤った情報が流れて混乱に拍車がかかったりすることもあります。発表が後手に回って対応のまずさを指摘されるよりは、的確に発表して情報を整理したほうが賢明です。

情報提供すべき事項についての考え方はおおむね次のとおりです。

- ① 県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項
- ② 公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項
- ③ 公務への信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項（職務上の事故、トラブル、不祥事など）
- ④ 県民生活に直接影響がなくても、県民（報道機関）の関心が高いと思われる事項
- ⑤ まれにしか起きないような事故、初めて発生した事件・事故などニュース性があるもの
- ⑥ その他、全国的な社会現象になっていることに関する事項等

##### (3) 情報提供についての判断基準の設定

緊急時には、さまざまな対応について短時間のうちに判断する必要に迫られます。報道対応について迅速に判断するためには、(2)に例示したような考え方に沿って、想定される具体的なケースに応じて、公表すべき事項やその公表内容についての判断基準をあらかじめ定めておくことが有効です。このことは、責任者が不在の場合に代行者が判断する際や予想外の事態が発生した場合の判断のよりどころとしても役に立ちます。

なお、判断基準を設定する際には、次のようなことに留意する必要があります。

- ① 公表について法的な制約がある事項の取り扱い（個人情報保護条例における収集・利用・提供の制限など）
- ② 公表しようとする事項について、国や市町村など関係する機関がある場合の事前調整

### 2 現状

- ・所管課による公表基準（以下「個別基準」）の整備は24となっている。
- ・個別基準がない事案の公表については、発生時に県民への影響や関心度、過去の事例等を参考に、事案ごとに判断している。

### 3 検証、見直しの視点

- (1) 公表する事項についての現在の考え方の妥当性
- (2) 個別に基準が必要な事故・事件の種類
- (3) 現在の個別基準の内容と運用の適正性

### 4 見直しの方向性及び検証結果等

- (1) 公表に当たっての基本理念の設定等

#### ①基本理念

**事件・事故に関しては、積極的に公表する。**

- 「県には、持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、県民の立場で知りたい情報、県民が知っておくことが有益な情報、及び県としての責務を果たす必要がある情報を積極的に公表する。
- 積極的に公表を行いつつ、公表時点における非公開情報については、例外的なものであることを明確にする。

#### ②非公開情報等の整理

**基本理念の下、必要最小限の非公開情報等を定める。**

- 非公開情報は、必要最小限にとどめ、例示を行うことにより、できる限り具体的に分かりやすく定める。

##### 【非公開情報の例】

- ・ 山形県情報公開条例第6条第1項に規定する不開示情報  
※不開示情報とされることから、非公開情報と想定される例
  - ・ 試験の出題ミスにおける試験問題の作成過程（当該事務や将来の同種の事務の適正な実施に支障がある部分）
  - ・ 食の安全にかかわる事件における企業のノウハウに関わること（県民の生命・財産の保護など公表の目的に関わらない部分）

※ガイドライン（後述）も、他の検証テーマ「1 情報公開（公文書の開示等）」、「7 会議等の公開」との整合性を図る。

- また、公表するに当たって配慮が必要な事項を例示する。

##### 【配慮事項の例】

- ・ 係争中の案件
- ・ 関係者の同意（被害者、利害関係者など公表する情報に係る当事者との調整）

## (2) ガイドラインの策定及び個別基準の策定が必要な事案の整理

### ①ガイドラインの策定

**積極的な公表を推進するため、ガイドラインを策定する。**

○個別基準策定の実効性の確保、県としての統一的な取扱いを図るため、基本的な考え方、公表に当たっての判断基準となるガイドラインを策定する。

【ガイドラインの内容】

- ・公表主体、公表時期と方法、公表内容（非公表とする情報の例示を含む）、公表に当たっての手続き、公表に当たっての留意事項等
  - ※ガイドラインには最低限の項目や内容を掲げ、ガイドライン以上の公表を妨げない。

○個別基準を策定していない事案が発生した場合には、ガイドラインを参考に公表を行う。

【ガイドラインの機能】

- ・個別基準がない場合の考え方や対処手順等を示した指針
- ・既存の個別基準に対する補完機能
- ・新たに個別基準を作成する際の指針

### ②個別基準の策定が必要な事案の整理

**これまでの公表実績、緊急性、県民への影響度などを踏まえ、個別の公表基準が必要な事案を整理する。**

○県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項

- ・食に関する事項、感染症、環境汚染、災害、インフラ関係

○公務の信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項

- ・職員の不祥事、県有施設における事故、職務上の誤り

○公の施設や行政サービスに関する事など、公共性の観点から公表すべき事項

- ・県に管理監督責任がある組織（出資法人・指定管理者）・施設での事故

## (3) ガイドラインを踏まえた検証

**ガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用、内容等について、検証・見直しを行う。**

○県として、統一的な取扱いとするため、ガイドラインに沿った内容となっているかを確認し、必要な場合は見直しを行う。

### 《検証結果》

【改善案】

- ・ガイドラインを策定。（ガイドライン案は、（別紙）のとおり）
- ・これまでの公表実績、県民への影響度などを踏まえ、個別基準が必要な事案を整理
- ・ガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用等について検証・見直し

## 事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン（案）

### 1 目的

本ガイドラインは、事故・事件の発生時における公表に関する基本的な考え方や公表に当たっての判断基準等を示すことにより、事故・事件の積極的な公表を推進することで、県民に対する説明責任を果たし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

### 2 基本理念

社会に影響を与えた、又は与えると予想される事故・事件や直接的な影響を受ける県民がいる事故・事件、県に直接的な損害が発生している事故・事件が発生した場合は、迅速かつ正確に被害の拡大や二次被害の防止等に資する情報を公表し、被害や混乱の拡大を最小限に止めるとともに、県民に対して当該事故・事件の発生状況や被害状況、再発防止策等を丁寧に説明するなど、県が十分に説明責任を果たす必要がある。

このため、県は、「持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、事故・事件が発生した場合は、県民目線に徹しながら積極的に公表するものとする。

なお、事故・事件が発生した際は、本ガイドラインを参考に公表方法や公表内容等について判断し、対応することとするが、既に個別事案に係る公表基準を策定している場合は、本ガイドラインと整合性を図ったうえで、当該基準に従い公表するものとする。

### 3 公表すべき事故・事件の種類

所管部局等は、発生した事故・事件が、以下の①～③のいずれかに該当する場合は、原則として当該事故・事件を公表するものとする。

なお、公表に当たっては、県の説明責任や管理監督責任等について十分考慮の上、できるだけ積極的に公表するものとする。

#### ① 社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの

直ちに県民に影響が及ぶわけでないが、状況によっては将来に危険性が予測されるもの、県職員や県の事業・施設に関する事故・事件等が該当

- ・ 県民の安全・安心を脅かす事案
- ・ インフラやライフライン等に支障が出る事案
- ・ 県民の関心度が高い事案（県事業、施設及び職員に関する事故・事件）

#### ② 直接的な影響を受ける県民がいるもの

県民の生命・身体・財産に影響を与えた場合や、県民の生活に影響を与えた場合が該当

#### ③ 県に直接的な損害が発生しているもの

県の管理する人員や資産に関して損害を与えた場合が該当

【公表すべき事故・事件の例示】

① 社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの

- 災害
- 台風の接近や大雨警報等
- テロ攻撃
- 感染症の発生
- 食品衛生上の危害の発生（食中毒や異物混入等）
- 家畜伝染病の発生（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）
- 熊による人身事故
- 水質汚染や濁水等による広域水道の給水制限
- 県有施設の利用制限（指定管理者等の管理運営施設を含む）
- 大量の油の漏洩（県民生活に影響があるもの）
- 危険な特定外来生物の確認
- 県ホームページの一時停止
- 県広報誌の掲載情報の誤り
- 産業廃棄物の不法投棄
- 職員の非違行為

② 直接的な影響を受ける県民がいるもの

- 県立学校での不審者による児童・生徒への暴行
- 県立病院の医療事故
- 県有施設での人身事故（指定管理者等の管理運営施設を含む）
- 県税の誤徴収
- 県等が保有する個人情報の漏洩

③ 県に直接的な損害が発生しているもの

- 積算誤り等による落札決定の取消し（工期の遅れによる供用開始の延期等）
- 県有施設の破損、倒壊（指定管理者等の管理運営施設を含む）
- 指定管理者や委託業者の法令又は契約等の違反による契約解除等
- 算定誤りによる国庫補助金の返還
- 公金や備品等の盗難、紛失
- 職員に対する暴行

#### 4 公表方法

事故・事件に関する業務又は事故・事件を起こした職員を所管する部局等（以下「所管部局等」という。）は、事案の重大性や緊急性等、事故・事件の性質に応じて、以下の①～④のいずれかの方法により報道機関へ公表するとともに、併せて県ホームページにも掲載するものとする。

- ① 知事記者会見
- ② 部局長等による記者発表
- ③ 記者クラブへの資料提供（プレスリリース）
- ④ 知事談話（知事コメント）

なお、県民や報道機関の関心が高いと思われる事故・事件が発生した場合には、各社の取材が相次ぎ、取材への対応が困難になったり、混乱が起きる可能性がある。そのような事態が予想される場合には、各社一斉に情報を提供できる部局長等による記者発表を実施するなど、効率的かつ効果的な取材対応をするよう留意するものとする。

また、大規模災害、テロ攻撃、重大事故・事件等、県民の安全・安心を脅かすような事態に際しては、適切な広報媒体を活用して、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。

#### 5 公表時期

- (1) 公表に当たっては、事故・事件の詳細を把握できない場合であっても、速報性を優先し、その時点で把握している事実について、原因等を調査中である旨も含めて、できるだけ速やかに「第1報」として公表するものとする。
- (2) 第1報の後に把握できた詳細な内容、状況の変化や対応策の決定・実施等については、第2報、第3報として継続的に公表を行うことにより、県民に不安や混乱を生じさせるような事態を極力回避するよう努めるものとする。

#### 6 公表内容

公表内容は、以下の①～⑥を基本とし、事故・事件の性質に応じて、所管部局等が決定するものとする。

- ① 概要
- ② これまでの経緯
- ③ 原因
- ④ 今後の対応
- ⑤ 再発防止策
- ⑥ 所見・見解

なお、第1報として事故・事件の発生そのものを速やかに公表する場合は、不明・未定の項目があっても、速報性を優先し、当該項目を除いて公表することができるものとする。

## 7 非公表

次に掲げる情報については、削除若しくは一般化して公表することができる。ただし、非公表とした情報についても、公表できるようになった時点で公表するものとする。

### ① 公表することで被害者や利害関係者等に不利益をもたらすおそれがある情報

#### 【例示】

- 児童生徒の生命等に係る事案で、家族が公表を望まない意思を示している
- 公表が被害者の心理的圧迫となるおそれがある
- 制度の悪用等、公表することで模倣犯が出るおそれがある

### ② 公表することで捜査や裁判等に支障を来すおそれがある情報

#### 【例示】

- 第三者が関係する職員の収賄、不正行為等で証拠隠滅のおそれがある
- 犯人の身柄が拘束されておらず、公表することで逃亡のおそれがある
- 先行する裁判に関係する事案であって、公表が裁判に支障を来すおそれがある

### ③ 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項に規定する不開示情報